

新型コロナウイルス感染症 対策事業応援補助金

－新型コロナウイルス感染拡大防止に努めましょう！－

感染拡大防止対策特別枠・期間延長しました！

市内における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金」の補助対象者から外れている下記事業者に対し、「特別枠」として、感染拡大防止対策事業に取り組むための経費を補助します。

補助対象者 「田辺市新型コロナウイルス感染拡大防止対策奨励金」の対象事業者で、田辺市内の飲食店・カラオケ店・宿泊施設のうち下記①～④のいずれかに該当する法人、または個人事業者

- ①上記の業種に該当する小規模事業者以外の法人、または個人事業者
- ②市内に事業所を有するものの、市内に住民登録がない個人事業者
- ③市外に本店を有し、市内に支店を置く法人、または個人事業者
- ④市内に事業所を有し、令和2年5月2日以降に開業した法人、または個人事業者

※上記いずれの場合も、市税（国保税を含む。）を完納していること
（市外の法人においては本店所在地、市外の個人事業者においては代表者の居住地の完納証明を添付してください）

補助対象事業 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業

補助対象経費 消耗品（消毒液、飛沫防止板ほか）、備品購入費（空気清浄機、加湿器、非接触体温計、サーキュレーターほか）など感染拡大防止につながる経費

※備品購入費については、10万円を補助対象経費の上限といたします。
※他の補助金に申請した経費については、対象外となります。

申請期間 令和2年12月25日(金)まで

※上記期間中に交付申請が必要となります。
※予算に限りがありますので、なるべく早めにご申請ください。

補助対象期間 令和2年4月1日(水)～12月25日(金)

※既に支払済であっても、上記期間中に支払った経費であれば対象となります。
※実績報告の際、領収証等の提出が必要となります。
※納期等の事情により、期間内に支払いが間に合わない場合は、申請時にご相談ください。

補助金額 **最大10万円**

※概算払い（前払い）を希望される場合は、補助金額の1/2まで請求できます。

補助率 **2/3**

▼詳しくは、下記までお問合せください▼

〈申込先・問合せ先〉

田辺市役所企画部 たなべ営業室

田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所3階

TEL0739-33-7714

E-mail:tanabe.eigyou@city.tanabe.lg.jp

申請手続きについて



申請書の様式は、田辺市ホームページからダウンロードいただけます。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeeigyou/>

提出書類	備考
① 交付申請書	
② 事業計画書	現在の業務概要、新規事業の概要について記載いただけます。
③ 収支予算書	必要な経費をご記入いただけます。
④ 相手方登録口座振替払依頼申出書	既に市役所に登録している方は不要です。
⑤ 事業所の所在がわかる書類	確定申告書控えや登記簿謄本など
⑥ 田辺市新型コロナウイルス感染拡大防止対策奨励金交付決定通知書の写し	田辺市商工振興課で実施している「田辺市新型コロナウイルス感染拡大防止対策奨励金」に申請し、交付決定を受けた事業者が対象となります。

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所企画部 たなべ営業室

TEL:0739-33-7714 (直通)

FAX:0739-22-5310 (田辺市役所代表)

E-mail:tanabe.eigyou@city.tanabe.lg.jp

〈参考〉補助金支給までの流れ

